

高校生等奨学給付金の申請に必要な書類等について

	全日制・定時制・通信制		備考
	生活保護（生業扶助） 受給世帯	生活保護受給世帯以外※1	
個人番号が確認できるもの	○（生）※2	○	個人番号カード・個人番号通知カード・個人番号が記載された住民票等
令和8年度課税証明書等	-	△	令和8年度の証明書に限ります。 特別徴収税額の変更・決定通知書、納税通知書でも代用可能です。 生活扶助受給世帯の場合は、生活保護受給証明書でも代用可能です。 ※源泉徴収票は不可となります。
生業扶助受給証明書（様式2）	△※3	-	令和8年7月1日以降に発行されたものに限ります。 生活保護受給証明書でも代用可能です。

※1 生活保護受給世帯以外とは、道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合算額が182,500円未満の世帯をいう。

※2 （生）…生徒本人分 （保）…保護者等分 （生・保）…生徒本人と保護者等分

※3 「△」は、個人番号を利用して申請をする場合、省略可能です。